

豊能町への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政を充実・強化し、良質な雇用の確保と創出に向け、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

(回答)

本町単独での施策展開は難しい状況にあり、国の緊急雇用対策事業を有効に活用するとともに、大阪府・大阪労働局等と連携して取り組んでまいります。

(2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

(回答)

本町と地域就労支援事業推進協議会等との連携を図るとともに、大阪府・大阪労働局等との連携を強化して取り組んでまいります。

(3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

町商工会と連携し、周知・徹底を行ってまいります。

(4) (総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定)

行政の福祉化推進の観点から早期に導入・拡充を行うこと。あわせて、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。

さらに、公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(回答)

行政の福祉化に配慮した契約・入札制度改善に取り組んでまいります。

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

(回答)

仕事と生活の両立を側面から支える子育て支援や介護の問題、就労問題について、町全体で取り組んでいます。また、行動指針に定められた地方公共団体の取り組みを進めてまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) (官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

(回答)

かねてより、地元企業への優先発注については留意しているところであり、今後とも努めてまいります。

(2) (下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底)

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き下げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

商工会とともに周知徹底に努めてまいります。

(3) (大阪国際空港の活性化について)

大阪国際空港は、北摂地域における利用者にとって極めて利便性の高い空港であり、かつ危機管理等防災拠点空港としても重要な施設であることから、空港周辺や北摂地域、広く関西圏の経済活性化につながるよう、大阪国際空港の活性化を柱とした諸施策の展開を国や関係機関に働きかけること。

(回答)

本町としましては、大阪国際空港が関西経済に重要な役割を果たし、防災拠点空港として重要であることは認識しております。利便性の確保、航空ネットワークの充実及び地域経済振興を図るため、長距離路線の便数復活や空港機能の充実等について大阪府に要望しているところです。

3. 行財政改革施策

(1) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

(回答)

本町におきましては財政状況が厳しく、住民要望等に対しすべてお応えできる状況ではありません。住民との連携・協働により、この困難な状況を打開すべく行政運営を進めてまいります。

現在、NPO等との連携については、その団体の円滑な運営に寄与するため、活動に対する疑問や悩みを解決する講師派遣事業を行っています。また、来年度中には大阪府からの移譲事務により特定非営利活動法人の設立等の事務を担当する予定であり、今後とも支援・連携に努めます。

(2) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの変化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するかを明確にすること。

(回答)

本町におきましては、大阪府版分権改革を受け、北摂2市2町において広域連携による事務移譲を受けるべく協議を行い、実現に向け進めているところです。事務移譲を受けるにあたり財政負担が新たに生ずるため、府に対し恒久的な財政支援を求めているところです。

(2) - 税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

(回答)

税財源の有効活用を図ってまいります。

(3) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

(回答)

地方分権を推進し、地方が主体的にまちづくりを担えるよう、地方税財源の充実確保に向けて、町村長会等を通じ積極的に要望してまいります。

(4) (行政評価システムのあり方と導入検討)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

(回答)

本町は、今後財政状況がさらに悪化すると見込まれており、事業を見直し、「選択と集中」を加速していかなければなりません。このため、限られた予算の有効活用と政策の優先順位や事業の達成度合い等について、住民から見て分かりやすい行政評価は、必要であると認識しております。今後、導入の実現に努力してまいります。

4 . 福祉・医療施策

(1) (二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策)

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実を進めている。地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者（医師・看護師など）の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

(回答)

救急医療体制については、豊中市・池田市・吹田市・箕面市・能勢町及び本町の4市2町が覚書を締結し、休日夜間急病診療所等の初期救急医療施設及び救急搬送機関との円滑な連携体制のもとに、休日または夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を、豊能二次医療圏の病院群が協同連帯して当番日を決め確保する方式に参加する医療機関に対し、補助金を交付し救急傷病者の医療を確保しております。

また、子どもの休日夜間の急病についても「豊能広域こども急病センター」を設置し、豊中市・池田市・吹田市・箕面市・能勢町および本町の4市2町が協定を結び、当該施設の管理運営に要

する経費を応分に負担し、小児の救急傷病の医療を確保しております。

(2) (福祉人材確保の強化)

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

(回答)

国の介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策として、平成21年度には平均でプラス3%の介護報酬の改定が行われたところです。今後も、福祉人材確保のため国や大阪府等と連携して取り組んでいきます。

(3) (利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充)

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含めたサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

(回答)

自立支援給付については国において平成22年4月から今までの応益負担から応能負担へとシフトし、障害福祉サービス等に係る利用者負担の軽減措置を実施する予定としています。このことから、本町においても地域支援事業の利用者負担の軽減措置については、今後、近隣市町の動向も参考にしながら利用者の実情に合ったサービスの提供を図っていきます。

(4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのか分からないのが現状である。メンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

(回答)

現代の社会情勢などを背景としたメンタルヘルス対策の重要性については、認識しているところです。中小企業に対する啓発等は、地元商工会等を通じてその重要性を啓発していきたいと考えています。

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が安心して出産・子育てできる環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。

(回答)

平成23年度に向けて、こども園の設置を検討しているところです。多様化している就労形態に対応するため、幼稚園における預かり保育等も検討しています。

(2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、2011年度以降は廃止となる。引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないよう対策を講じること。

(回答)

平成21年度は学校安全交付金を活用して、町内のすべての小学校(4校)において、危機管理の観点から、校内緊急事態時に教職員間の連絡体制を確立するために携帯型簡易無線装置を購入しました。

今後も当交付金等を活用して、学校生活の安全確保を図れるよう努めていきます。

(3) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

(回答)

小学校1・2年生での35人学級は府の施策です。町としても維持を希望しており他の学年にも拡充されることを願っています。

キャリア教育については、町としても必要であると認識しております。特に新学習指導要領が本格実施される平成23・24年度には、総合的な計画が立てられるよう、各学校に指導・助言していきます。

(4) (公的就学支援の拡充)

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

(回答)

本町では、経済的な理由によって町立小中学校への就学が困難な児童及び生徒の保護者に対して就学援助を行っています。また、高等学校以上の就学が困難と認められる方に対して、奨学金を貸与して教育機会の均等を図っています。

今後もこれらの取り組みを町財政状況を鑑みながら継続・拡充を図るとともに、他市町とも足並みを揃えて国へも就学金制度等の拡充を要望していきます。

(5) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

(回答)

町として、平成21年10月より虐待の窓口を教育委員会に一元化し、保育所・幼稚園・学校等の教育機能・情報機能を生かし、早期発見・早期対応に努めているところです。また、ネットワークとして「豊能町要保護児童対策地域協議会」を開催し、福祉部局・消防本部・警察署・子ども家庭センター・保健所・医師会・民生児童委員協議会と連携し機能強化に取り組んでいます。

(6) (配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発)

配偶者暴力防止法の改正により、相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及啓発を行うこと。

(回答)

人権擁護委員による人権相談や生活・人権相談などを通し把握に努めるとともに、大阪府が行っているDV相談窓口については町ホームページに掲載して周知を図っています。今後も、DVは犯罪であるという認識のもと、広報紙や町ホームページなどを通して相談窓口などDV防止法の内容の周知に努め、さらに府や関係機関等との連絡を密にし、より一層相談体制の充実をめざします。

(7) (男女共同参画行動計画の推進)

男女共同参画行動計画の積極的な推進を図ること。

(回答)

本町においては、町が行うすべての施策に男女共同参画の視点を組み入れることを目標にし、平成17年3月に策定した「豊能町男女共同参画プラン」に基づき事業を推進しています。また、その実施にあたり進行状況の把握に努めています。今後とも、目標達成に向け事業の推進を図ります。

6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) (温室効果ガス排出量削減施策の充実)

【「地球温暖化防止計画」策定自治体】

地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、計画の進捗状況の検証や補強などを行い、施策を強化していくこと。またその現状(達成状況)を踏まえると同時に、国の動向も注視し、住民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

(回答)

本町では「豊能町地球温暖化対策実行計画(第2次)」を策定し、本町の事務・事業から発生する温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素)の状況を把握するとともに、その削減に向けて取り組みを行っています。また、住民には、町の取り組み結果の公表及び温室効果ガス削減について広報等で周知し、その啓発に努めています。

(2) (3Rの推進とリサイクル率の向上)

リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の「3R」の取り組みを推進し、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物削減の徹底などの施策を一層強化・充実させること。

(回答)

本町ではごみの分別を10種16分別(含む食用廃油)としており、集団回収を含めたリサイクル率は20%を超えています。今後さらに住民への周知・啓発を行い、分別・資源化の徹底に取り組んでまいります。また、食料廃棄物につきましては、食品リサイクル法に基づき大阪府と連携し取り組んでまいります。

(3) (災害対策・耐震対策の拡充)

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修を推進すること。

(回答)

「豊能町地域防災計画」に基づき、大阪府等各関係機関と連携し計画的な整備に努めます。

(3) - 災害時に一時避難場所となる公立学校の耐震化施策を優先的に取り組むこと。また、住民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

(回答)

公立学校は、非常災害時の地域住民の応急避難場所となる重要な施設と認識しています。町立の幼稚園や小中学校については教育委員会で耐震化計画を策定して、国や府の補助金・交付金制度を活用して計画的に耐震診断・工事を進めています。

耐震診断補助制度については「豊能耐震対策促進計画」に基づき、昭和56年以前に建てられた木造戸建住宅について耐震化を促進する支援策の一つとして行っているところです。また、本町の財政事情等を勘案しながら、木造住宅の耐震改修補助をはじめ国や大阪府補助制度を活用し、木造住宅の耐震化を促進するための新たな支援制度を検討してまいります。

(4) (治安対策の向上)

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。住民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、安全意識を住民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織（自治会や自警団など）との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

(回答)

町内での防犯活動を自主的に行うとともに、犯罪のない明るく住みよいまちの建設に寄与することを目的とした町防犯委員会をはじめPTA・青少年指導員・民生委員など各種団体や地域の方の協力を得て、自主的にパトロールを実施していただいております。さらに防犯委員会・豊能警察署などと連携・協力し、駅前などにおいてキャンペーン活動を行うなど犯罪の未然防止啓発活動も実施しており、引き続き積極的な取り組みを図ります。

また、登下校時における子どもの安全見守り活動は、学校・PTA・シルバー人材センター・自治会・民生児童委員・地域ボランティア等と連携して、毎日子どもの登下校を見守る活動をしています。本町としては、毎水曜日に青色パトロールカーによる見守り活動を年間通して実施しています。

(5) (街づくりの強化)

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れるとともに、整備率の改善を行うこと。また、地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のためのPR活動を、住民に対してより広く、より分かりやすく行うこと。

(回答)

町道(歩道)の段差解消整備については、必要性の高い箇所から順次行っています。今後も、子どもや高齢者をはじめ町民誰もが生活しやすい街づくりのための施策を進めてまいります。

公共交通機関の利用促進は、交通停滞の緩和やCO₂排出量の抑制に効果があることは認識しております。本町としましては、毎年11月に行われます「OSAKAバスエコキャンペーン」に参加し、バス利用を呼び掛けています。引き続き利用促進の啓発に努めてまいります。

(6) (人権侵害救済制度の確立)

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立するためにも、人権侵害救済法(仮称)の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

(回答)

人権を救済するための法整備については、今後とも、大阪府町村長会を通して大阪府市長会及び大阪府と連携し、国に働きかけます。また人権啓発活動については、本町の「人権尊重のまちづくり条例」等により推進してまいります。

(7) (平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

各小学校・中学校においては、原爆が投下された8月6日に平和登校日を実施しています。加えて小学校の修学旅行は広島、中学校の修学旅行は長崎または沖縄を訪問するなど、次世代を担う子どもたちが戦争の悲惨さと平和の尊さを実際に体験できるようにしています。また、人権学習の一つとして、各学校では平和教育の推進に取り組んでいます。

町ホームページには、「非核平和都市宣言」を掲載して、平和の大切さを強調しています。